

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和7年7月17日（木） 10:00～13:21

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (27名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 宍戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 東隆司 小野優 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子
中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則

【欠席議員】 今野裕文議員

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長 高橋教育長

二階堂政策企画部長 羽藤総務部長 岩渕財務部長 佐々木商工観光部長

千葉福祉部長 高野健康こども部長 高橋教育部長

阿部政策企画課長 梅田総務課長 高橋財政課長 千田税務課長

高橋商工労政課長 高橋観光物産課長 千田福祉課長 菅野学校教育課主幹

千葉政策企画課長補佐 八重柏総務課長補佐 齋藤商工労政課長補佐

鈴木議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

① (仮称) おうしゅう都市拠点エリア商業振興ビジョンの策定について

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する支援について

③ 学校給食施設の統廃合と調理業務の民間委託について

④ 奥州市過疎地域持続的発展計画（後期計画R 8～12）の策定について

⑤ 起訴休職処分としていた職員の失職等について

4 そ の 他

5 閉 会

【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶 (略)

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜

3 協議

○議長（菅原由和君） 本日、27番今野裕文議員から欠席届が出ています。

(1) 説明事項

① （仮称）おうしゅう都市拠点エリア商業振興ビジョンの策定について

○議長（菅原由和君） 3の協議に入ります。

(1)、説明事項①、（仮称）おうしゅう都市拠点エリア商業振興ビジョンの策定について、説明いただきます。

佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） 商工観光部です。

（仮称）おうしゅう都市拠点エリア商業振興ビジョンの策定について、ご説明いたします。

まず、このビジョンですけれども、旧商店街活性化ビジョンをまたリニューアルして策定を進めたい。その際は、第3次奥州市総合計画との整合性等を図りながら進めたいと考えています。

詳細につきまして、担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 高橋商工労政課長。

○商工労政課長（高橋裕基君） 私から資料に基づきご説明させていただきます。

まず、1つ目、これまでの経過と今後の進め方についてです。

奥州市商店街活性化ビジョンは、平成28年度から令和2年までの5年間を計画期間として進めて参りました。

この後継ビジョンにつきましては、令和2年度に策定することとしておりましたが、新型コロナの影響があり、その後、立地適正化計画や未来羅針盤プロジェクトとの整合を図るため、策定の時期を模索して参りました。新たなビジョンにつきましては、第3次奥州市総合計画、未来羅針盤プロジェクト、メイプル再生方針などとの整合を図りながら策定を進め、計画の始期は、令和9年度からを予定しています。

2つ目のビジョンに掲載する実施事業についてですが、今までの事業を検証、調査しまして評価し、スクラップ・アンド・ビルドにより、検討を進めて参りたいというものです。

2ページ目、3の検討組織体制・手続の見直しについて、これまでの検討組織体制は、外部の検証機関や、複雑な階層組織の設置により、所掌事項や構成員に重複が生じ、意思決定が非効率であるなどの課題があったことから、幹事会を廃止するなど、組織の簡素化を図りたいと考えています。

なお、策定委員会の公募委員は、若い世代や女性を積極的に募集することとともに、ワークショップやパブリックコメントなどによる市民意見等の聴取を行って参りたいと考えております。

4、策定スケジュールでございます。

これにつきまして先ほども申し上げておりますが、詳細につきましては令和7年度におきましては検討組織体制の整備、基礎調査や分析、ワークショップなどを行いまして、令和8年9月頃を目途に計画素案を策定し、所要の手続きを行い、令和8年度中の策定完了を目指して参りたいというものでございます。

今年度は、早速、今月から策定委員会の第1回目を開催して参りたいと考えています。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明は、以上です。ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

17番、千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 2ページ目、3の検討組織体制等について、この図を中心に質問したい。

このビジョン策定委員会の委員構成、右側に(1)から(6)までありますけれども、おおよその人数構成と公募委員についてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（菅原由和君） 高橋商工労政課長。

○商工労政課長（高橋裕基君） 策定委員会ですが、こちらに書いてありますとおり、各団体から1名程度ずつ、それから、外部有識者、あとは、奥州市の方からということで9から10名程度を想定しています。

また、公募委員は、先ほど申したとおり、若い方とか女性にも応募いただき、入っていただければと考えているところです。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 商工業団体各1名と言いましたが、どのくらいの団体数なのかということと、公募委員の締切が確かもうすぐ間近だったような気がするんですけども、募集の期間としては急ではないかと思いますが、その点についてお願いします。

○議長（菅原由和君） 高橋商工労政課長。

○商工労政課長（高橋裕基君） 申し訳ございません。(1)商工業団体の役職員、(2)観光団体の役職員、(3)商工業者ですが、今想定しておりますのは、奥州商工会議所さん、前沢商工会さん、奥州市観光物産協会さん、水沢駅通り商店街振興組合さん、岩谷堂商店街連合会さん、前沢アスティ商店会さんなどというところを検討しています。

それから、期間につきましては、ある程度、募集期間を設けている状況ですが、期間につきましては明日までとなっています。

現時点でまだ応募はありませんが、こちらとしてもいろいろ打診等もしている状況です。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 明日までとぼちっと奥州で見た記憶があるんですが、もうちょっと、例えば、申し込む方が、日にちが来週に延びても選考の対象にしてもらえるのかどうか、その点を伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） 公募委員は今募集中ですけども、少し応募が少ない状況ですので、募集期間についても再検討する可能性もございます。以上です。

○議長（菅原由和君） 19番、及川佐議員。

○19番（及川佐君） まず1点、「都市拠点エリア商業振興ビジョン」だから、拠点エリアっていうのは5か所か、7か所か、これをもうちょっと詳しく。ここには、未来羅針盤プロジェクトやメイプルの再生方針と整合性を図りながらと書いてありますけれども、拠点は水沢だけではないですよ。多分、あちこち拠点だと思うんですが、これをちょっと説明をお願いします。

それから、令和2年度までの5年間の計画として、ビジョンが今はもうない状態だと思うんです。今7年ですから、5年間ほどない状態で、商店は非常に疲弊しているのは現実だと思うんです。

さらに、それが今後、令和9年あたりからってということになると、これは相当な期間の空白で、市の基本的方針がない状態が続くと思うんですが、これはちょっと説明がしにくいっていいですか、空白期間が長すぎるんじゃないかと思うんですが、この2つのことに関して伺います。

○議長（菅原由和君） 高橋商工労政課長。

○商工労政課長（高橋裕基君） お答えします。

まず、エリアの考え方ですが、立地適正化計画のエリアということで基本的に考えておりますけれども、都市拠点ということで水沢駅周辺、江刺総合支所周辺、前沢駅周辺が基本になってくるかなと考えております。

それから、取組の状況といいますか、今の計画の状況ですが、令和2年までの計画、これにつきまして今、そのまま継続しているような形で、それぞれ事業につきましては、全体事業、重点事業、それから水沢、江刺、前沢エリアでの事業それぞれを継続しているような状況で進めさせていただいている状況です。

以上です。

○議長（菅原由和君） 及川佐議員。

○19番（及川佐君） 立地適正化計画の考え方と商店の活性化の問題は全く違うと思います。

ですから、立適に合わせるというのは、これは一種、都市部っていいですかそれを時間をかけながら、住宅の集中も含めて、様々な支援を受けながら作るというのが立地適正化計画ですよ。

これと商業の活性化ってというのは、関係はしますけれども、同じではないんです。

ですから、これは、もっと早くあつてしかるべきだし、私は江刺ですけれども、蔵町通りとか、この間もほろ酔い横丁がありましたけれども、様々な従来の企画があります。だけれども、一方では、どんどんどんどん減っていることも事実なんです。

もう、令和9年ぐらいになったら、大分もう立ち直れないんじゃないかと危機感があります。

やはり、もっと早くこれを出すべきだと思うんですが、なぜこれほど、立地適正化計画との関係をあえてやる必要はないと思うんですが、これはどのようにお考えなのかを伺います。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） まず、立地適正化計画の基本的な考え方としましては、都市拠点という位置付けに対して、都市機能、あるいは居住の誘導を図るところで、商店街の場合は都市機能ということになりますので、ある程度の整合性は必要かということでの整合性を図るという意味ですので議員おっしゃるように、必ずしも合致するものではありませんと考えています。

それから、これまで、コロナで大変な商店街、中小企業者等に対する支援を重点的に行わせていただいていた期間ということで、これからはアフターコロナに向けて商店街の活性化、あるいは商店の活性化というところにフォーカスしてやっていくという考え方になってございます。

これまでも、まるっきりやってないということではなく、コロナに対する対応を重点に行ってきたところでございますし、今お話ありましたように、継続事業については、前ビジョンを引きずりながらも、継続して支援は行わせていただいていたという状況でございます。以上です。

○議長（菅原由和君） 及川佐議員。

○及川佐議員 それではまずいと思っています。立地適正化計画は、もっと長期的なビジョンに基づいて様々な政策をするわけですが、今お話したように、商店街の疲弊の仕方っていうのはコロナ以降、かなり激しいので、もちろん様々な全般的な施策、例えばP a y P a yで2割引とか、そんなのもやっていますし、様々なやっていることは事実なんです、ビジョンに基づいてやっているってことじゃないので、やはりもっと早くビジョンを作って対応すべきだと思うんですが、これはもっと早くできないんでしょうか。お願いします。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） いずれにしても、商店街活性化ビジョンの中の実施計画についても、ある程度実効性を持たせて、予算を確保しながらやっていくということでのスケジュール

ル感になってございます。

繰り返しになりますけれども、商店街に対する支援については、継続して行っていくということで、ビジョンがない状況ですけれども、実質的なところでは対応させていただくという考え方でございます。以上です。

○議長（菅原由和君） 8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

このビジョンの進め方のところの最後の段落のところの最後に、「商業振興施策を集中的かつ効果的に行うこととします。」とあります。これがこのビジョンを策定する目的と私は捉えましたが、そこでお伺いするわけですが、既にここにも書いてあるとおり、先行して、江刺の市街地のプロジェクトのワーキングであったりとか水沢市街地のワーキングだったりとか、そして未来羅針盤プロジェクト、これが現に動いていますし、メイプル再生方針は別途今動いています。こういった先行する部分と、後発のこの計画をどうリンクさせるのか。

平たく言いますと、既にそちらで粗々の分の商業振興も絡めて検討が進むのであれば、あえてこれを屋上屋みたいなものとして作る必要があるのかということです。

つまり、今回また、ワーキングを集めるようですが、今やっているプロジェクトに入っている人たちは、兼務しないってということなんですか。

ということは、いろんな人の意見を聞くと言えば聞こえはいいんですが、余りにも意見が様々出てきても結果としては、似たりよったりの中身を検討することになりはしないかというようなことを庁内でどう整理をして、結果としてこのビジョンを作るということに至ったのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（菅原由和君） 高橋商工労政課長。

○商工労政課長（高橋裕基君） まず、プロジェクトにつきましては、それぞれワーキングが行われているという状況です。

これにつきましては、それらで検討されている内容につきましても、ビジョン策定においては、参考としながらいろいろ進めて参りたいと。ワーキングでありますとか、策定委員会で資料としまして、検討して参りたいというものでございます。

これにつきまして、同じような内容になるのではないかという部分ですが、これにつきましては、今までやって参りました支援事業でありますとか、そういったもの、ソフト面でも多々ございます。これらを総括的にまとめる形で、このビジョンをまとめて参りたいと考えているものでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） よく分かりません。

要は、今までビジョンがあって作ってなかったから作らなきゃないんだっていうビジョンを策定することが目的になっていませんかということです。

中身のないっていうよりも、他のとこできちんとそのいろいろな商業振興施策も含めた、エリアが大体かぶっているじゃないですか、水沢の中心であればメイプルを中心としてきたところ、岩谷堂地区、前沢のイオンの東側のところと、まず地域もかぶっているし、そこにそれぞれの未来羅針盤プロジェクトが倉成市長誕生後に新たにまた設定されて、現に動いています。

で、こっちは2年度から休んでいるわけです。

ということは、既に商業振興ビジョンの中身の議論が始まっていて、であれば、これの必要性を

そこにこれからでもかぶせれば、十分にこの部分は機能としては担保されるんじゃないですかと。

いろんなものをつくればいいってものじゃなくて、私は不要なものはないともいいと思っているんですけど、どうしてこの振興ビジョンが今これから必要なんですかということを聞いているわけですし、もう少し明確なご答弁をお願いします。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） また繰り返しの部分もあるかもしれませんが、いずれコロナの時期、皆さん記憶に新しいところだと思えるんですけど、本当に商店街が疲弊している状況で、やはり事業を継続していく、そこに我々も注力をしてきたというのは事実だと思うんです。

その間、やはりビジョンを本当に作る余地があったのかというのは、言い訳ではなくて、現実的な話なのかなと私は思っています。

そんな中で、やはり人口は減っても明るい未来を見られるように、倉成市長の陣頭指揮のもと羅針盤プロジェクトが走り始めていると。それで、プロジェクトはもちろん例えばメイプル1つ取ってみても、中心市街地のものと重なるじゃないかと、同じエリアじゃないかとおっしゃいますが、実際、網羅的に商店街全体を見た計画ということではなく、核となるものが羅針盤プロジェクトとして進行しているという我々はそういう理解をしています。

ですので、そちらの進行も見ながら、核となるものがうまくいくのであればそれを補完するような施策が出てきて当然かなと思っていますので、そういった整理、非常に複雑ですし、議員おっしゃるように屋上屋になる可能性も懸念はありますけれども、そこは庁内の話ですので、何とか政策的な整理をしながら、あるいは情報収集、私も部会長も兼ねている部分もありますので、そういった部分は整理をして、まずは実効性の高い市民にも分かりやすい計画を作っていきたいという趣旨でございます。以上です。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 東議員の質問に直接的に答えると、この位置付けというのは、実は私がよく出る会議、例えば商工会議所の総会があります。そこで商工会議所の基本的なビジョンが出てくる。それからいろんな工業クラブのビジョンも出てくる。

で、未来羅針盤プロジェクトでホールドできない部分というのは、そういう組織対組織の意見交換の場というがなくて、それを持っているのは、実は、商工観光部が今までの歴史の中で、おまつりの件やいろんなものも含め、そういうディスカッションできる場を持っているわけです。

ですから、そういう機能を活用したビジョンの策定の場だと思っていた方が、私は分かりやすいんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） 市長からご答弁をいただきましてありがとうございます。私はこの分野についてはかなり精通しているものと自負もしておりますし、現にこの計画にも関わった経験があつての発言ということで捉えてほしいんですが、いろいろ、決してそのビジョンを作ることを全否定しているわけでもないですし、それからさっき部長が途中で言った2年度からの分ができなかった結果、それは重々承知しております。このとおりです。

コロナ禍で、外にも出るなという中で、商店街振興計画を作ったとしてもそれは云々ということは全くそのとおりなんで、5年間休んだことを私は責めているんじゃないで、この間に、市長も交代して先ほど市長からもご答弁ありましたが、いろんなプロジェクトが動き出しているということで、相当程度輻輳するところがあるように見えると。そして市民の皆さんにこれを示したときに、

今やっているのと今度のビジョンは何が違うんですかと、何をどう市がしたいんですかって言われた時に、先ほど庁内の整理の問題という話がありましたけれども、庁内のことは庁内で整理してもらう必要がありますけれども、最終的にその受け手の市民が、事業者が、さて何だろうねってこれ、何か繰り返しですけれども、屋上屋みたいな結果で作って云々とならなきゃいいなという懸念もあったので、あえて苦言を呈したということです。ご答弁は要りませんけれども、そういったところに十分に配慮しながら、分かりやすい計画を作って、市民、事業者に示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） ありがとうございます。

本当に市民に分かりやすい、あるいは当事者、事業者に分かりやすい計画というのは本当に大前提のお話だと思いますので、そのように進めさせていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 他に。

はい。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項①は、以上とします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する支援について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして、説明事項②、エネルギー食料品価格等の物価高騰に対する支援について、説明をいただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 物価高騰に対する支援についてです。

資料の概要のところを私からお話します。

国の令和7年度の予備費の使用について閣議決定を既にされておりまして、物価高騰の交付金の推奨事業メニュー分ということで、国全体で1,000億円の予算が措置されているところです。これを市内の事業者に対する支援事業として、新たに追加しようということでございますが、検討過程におきまして多くの事業が組上に上りました。

ただ、臨時的な措置ということで、奥州市への配分額が少ない、奥州市へのというか奥州市も配分が少ないものですから、なかなか事業構築が難しかったという背景があります。

今後の国、県の物価高騰対策を見極める必要もございますので、今回は最低限の事業追加ということでご提案したいと思っております。

可能であれば7月の臨時議会でご審議をお願いしたいと考えています。

それでは、概要について担当から説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） それでは、私から説明をさせていただきたいと思います。

本日の説明内容でございますけれども、内容としましては2つございまして、1つが物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した取組、これは推奨事業メニュー分に係る事業選定ということでございます。

これについて私から説明をします。もう1つ、定額減税補足給付金、これにつきましては後程、

福祉部から説明いただくことになります。

まず、資料1ページ目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した取組についてです。

概要は、冒頭、部長が申し上げたとおりですので省略しまして、私からは、その下の事業選定の考え方について説明をさせていただきます。

事業選定の考え方ですけれども、これまでと同様、資料の2ページ、3ページにあります、国から示された推奨事業メニューに基づきまして、市による緊急的な対応が必要と判断する分野、あるいは対象に対しまして実施する事業としまして、以下に記載の考え方による事業選定を行いました。

特に今回は、国の令和7年度一般会計の予備費活用ということで、部長が申し上げたとおり、交付金としての枠の規模が、これまでに小さかったということで、国や県の支援事業と重複しないような配慮をしたところでございます。

事業の財源ですけれども、先ほどの予備費1,000億円を原資といたしまして、今回新たに追加交付いただいた、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、奥州市には6,008万5,000円で、これを利用します。

この交付金枠を活用した実施事業は、県が6月議会で予算措置した物価高騰対策事業や、近隣市町などと協調して実施すべき事業など、市として緊急的な対応が必要な事業として3事業を選定したところであり、詳細は後程一覧で説明します。

今後の事業実施の見込みということで、今回補正予算で措置しようとする事業費、3,714万2,000円ですけれども、これだけでは今回配分のあった金額、6,008万5,000円に満たないことから、残りの配分枠の活用は今後の国や県の動向を見ながら、追加事業の検討、内容の精査検討を進めることといたします。

若干補足しますけれども、県も6月補正予算において、配分のあった交付金全額を活用したわけではございませんで、配分額、県は9億円余りでしたけれども、これに対しまして6月補正での措置は6億円弱にとどまっております。

つまり、県もまだ枠としては使える部分を残しておりますので、今後県がどのような対象あるいは期間等での追加の物価高騰対策を行うか、これを踏まえて、市としては、9月補正予算措置を視野にさらなる検討を行いたいと考えております。

これら支援策を取りまとめた際は、改めて議会に説明を予定しているものです。

それでは、具体の交付金活用事業について説明をさせていただきます。

資料4ページ、事業ナンバー1ですが、福祉部所管の事業者支援で、福祉施設等に対する物価高騰支援交付事業です。

この事業は、市内の福祉施設等を運営する事業者に対し、夏の期間、これは7月から9月までを想定してございますが、この期間における電気料金のかかり増しに対する支援を行おうとするもので、事業費2,979万3,000円に対しまして、交付金活用額は2,970万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー2は、商工観光部所管の事業者支援で、温泉施設電気料等高騰緊急支援事業です。

この事業は、エネルギー価格等の高騰の影響を受けている奥州金ヶ崎温泉組合加入の市内温泉事業者に対し、電気、ガス、灯油等の物価高騰分に対する支援を行うことで、温泉施設の事業継続を図ろうとするものです。

事業費500万円に対しまして、交付金活用額は、300万円を見込んでおります。

次に事業ナンバー3は、健康こども部所管の事業者支援で、教育保育施設等電気料等支援事業で

す。

この事業は、市内の私立の教育保育施設を運営する事業者に対し、夏の期間、こちらも7月から9月までを見込んでおりますが、この期間における電気料金のかかり増しに対する支援を行おうとするもので、事業費234万9,000円に対しまして、交付金活用額は230万円を見込んでおります。

以上が今回、市に配分された交付金を活用して実施しようとする物価高騰対策事業の概要です。

これら事業に係る補正予算につきましては、9月定例会を待たず、今月中に臨時会を開催いただいて提案をさせていただきたいと考えております。

また、残りの配分枠を活用した事業につきましては、繰り返しになりますが、引き続き、国や県の動向を見ながら検討を進め、これらが取りまとまりましたならば改めて議会に説明して、補正予算を提案させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉福祉部長。

○福祉部長（千葉学君） 私からは、資料5ページ以降、定額減税補足給付金の不足額給付のことに関して、1の概要についてご説明いたします。

これまで、低所得者及び定額減税を補足する給付として、令和6年度において定額減税の実施と合わせて一連の給付を行って参りました。

このうち、定額減税し切れないと見込まれる方については、令和5年所得をもとに、定額減税を補足する給付を実施いたしておりましたが、今般、令和6年分の所得税、それから定額減税の実績値が確定したことに伴いまして、本来、給付すべき所要額と昨年度給付額との差が生じた方に対しまして給付を行おうとするものです。

資料以降については、担当課長からご説明します。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 私から定額減税補足給付金についてご説明いたします。

事業の概要は、今部長から説明したとおりです。

対象者、対象世帯ということですが、大きく2つの種類に分かれておりますので1つ1つご説明させていただきます。

不足額給付Ⅰで、本来給付すべき所要額と当初給付額との間で、差額が生じた方に給付するものです。

対象者は1万1,419人、支出見込みは3億4,592万円。1万円単位となっているのは1,000円単位で金額が発生した場合は繰り上げて1万円にするということで、差額が例えば1万2,000円になった方は2万円給付されるということになります。

対象となる例ですが、令和5年所得に比べ令和6年所得が減少した方、それから子どもの出生や扶養親族の増加があった方などということになります。

続きまして不足額給付Ⅱということで、こちら原則4万円給付される方です。所得税分3万円、住民税分1万円で4万円ということになります。

定額減税対象外など、一定要件を満たす事業専従者の方などになります。

対象者は2,872人、支給見込額は1億1,488万円となります。

本人及び扶養親族として、定額減税対象外であり、かつ、低所得者世帯向け給付対象にも該当しなかった方が対象となります。

スケジュールです。

本日17日が全員協議会でのご説明をさせていただいております。

7月28日が臨時議会を開いていただいて予算措置ということです。

9月下旬に対象世帯の全世帯に対しまして通知発送して、申請を受け付け開始いたします。

10月31日に受付申請を締め切りまして、11月30日までに対象者への支払いを終えるスケジュールになっております。

事業の予算は、7月28日の市議会臨時会において補正予算として上程させていただく予定です。

歳出は事業費4億6,080万円、事務費893万3,000円、合計4億6,973万3,000円です。

その他に、6月補正においてシステム改修等の委託料で227万2,000円は、補正予算で予算措置済みです。歳入は、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金で10分の10補助です。

周知方法は、対象世帯には文書をそれぞれ配布して、個別に通知いたします。

広報おうしゅう9月号への掲載、8月28日発行分になります。

それから、市の公式ホームページ、ぽちっと奥州等SNSを使いまして、情報を発信して参りたいと考えております。

次の6ページ、定額減税の今回の補足給付金の対象世帯ということで税務課から説明があります。

○議長（菅原由和君） 千田税務課長。

○千田税務課長（千田嘉宏君） 私から、図の説明をさせていただきます。

こちらは、先ほど説明しました不足額給付の対象者を、不足額給付Ⅰ、不足額給付Ⅱに分けて表した図となります。

不足額給付Ⅰは、図の右側Aが確定申告等により、6年中の確定申告等により算出した不足額、給付所要額になります。

左側Bが、昨年度の当初の定額減税、調整給付ですけれども、行った所要額になります。

そして、 $A - B$ がC中央になります。これが、今回の不足額給付として給付する額となります。

2つ目の不足額給付Ⅱのパターンです。

次のいずれかに該当する方が対象となります。

先ほども説明しておりましたけれども、1につきましては所得税及び市県民税の所得割の定額減税前の税額がゼロ円の方、それから、2として税制上の自身が扶養親族等の対象外、例えば専従者給与の方、それから、合計所得金額が48万円超の方となります。

3つ目が低所得者世帯向けの給付、これについては、令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税給付等の対象世帯の世帯主とか世帯員に該当していない方が条件となります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 説明は、以上です。ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 4ページ、今回の追加実施分の中で1点確認したいのですが、冒頭の阿部課長の説明の中で、国、県とかぶらないところを手当する。これも、従来からずっとそういう方針のようすけれども改めて確認ですが、一番のところで光熱費の高騰分を支援するという事なんですけれども、いわゆる省エネ型エアコンへの切り換えとか、そういった設備投資系のものは、国なり県で手当はされているのかどうか分かれば教えていただければと思います。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 省エネの関係でございます。

まず、生活者支援ということで、令和6年度の国の補正予算、これを一部、令和7年度に繰り越しさせていただいて、その中で、省エネ家電の買い替え事業を行わせていただいているということ

で、その部分については、電気代の高騰対策という意味合いも含めてやっておりますけれども、事業者の関係につきましては、なかなかそういった部分の切り換えが進んでいるかどうかといった部分についてはちょっとこちらでも情報として把握はしていないといえますか、難しいところかなと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） 聞き方が悪かったかもしれません。要は、今回も直接かかった物価高騰、電気料が上がっていることに対しての直接的な施設への支援ということはそれはそれでいいのです。

本来、根本的に電気料を下げるんだったら設備投資をして省エネに変えた方が、将来的にみていけばさらに下がるよねっていうのはこれ一般論として言われています。

そういったところに対して手当をするのは、市ではなくて国とか県がそういう事業をやっておられるのかどうか、特に、ここで言うと福祉施設になりますけれども、そういう情報があれば教えてほしいし、分らなければ分からないでいいんですけれども、という意味で聞いたのでした。

奥州市の事業がないことについては分かっていますので、その部分です。お願いします。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 今、一般住宅とかでは、住宅建て替えでも、修繕でも、国のそういう省エネ補助金、ずばりあるということでございますが、ちょっと事業者については今手持ちがございませんので、これは確認をして、後で議員に提供させて思います。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。

はい。

それでは、特にご質問等ないようですので説明事項②は、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

③ 学校給食施設の統廃合と調理業務の民間委託について

○議長（菅原由和君） 再開します。

説明事項③、学校給食施設の統廃合と調理業務の民間委託について説明願います。

高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 教育委員会です。

本日は、奥州西学校給食センターの供用開始等に伴う学校給食施設の統廃合と、その他の給食センターとの調理業務の民間委託について、説明をさせていただきます。

詳細は、担当から説明いたします。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 学校教育課菅野です。

資料1、資料2をお配りさせていただいているところでございますけれども、資料2は現在、市で調理業務の民間委託を検討、そして、方針を示すということで、民間委託方針というのを作成中です。その案の段階のものをお示しさせていただいております。

本日の全員協議会を経て、これを成案化して、決定、公表していきたいと考えているものです。

その概要版として、資料1をご提示させていただいておりますので、本日はこちら資料1を中心に説明をさせていただきます。

3 ページ目をご覧くださいと思います。

このページの下段になりますけれども、奥州市学校給食施設再編計画を抜粋したものです。

現在、市内の調理施設は、水沢小学校から始まり、8施設ございます。

現在建設中の奥州西学校給食センターの供用開始に伴いまして、その上段にある5つの施設を供用廃止をして統合する。そうしますと、西給食センター、真城給食センター、江刺給食センター、東水沢給食センターというのが、令和8年度からの施設の置き方となるものです。

また、その後は、この再編計画の中では、東学校給食センターの建設、そのあとに、令和30年度が計画されているんですけれども、本ページの記載はしておりませんが、最終的には、奥州西、奥州東の二極化というところの計画があるというものです。

1 ページ目にお戻りください。

左側の冒頭にありますけれども、市の多くの給食施設は、学校給食衛生管理基準への適合性を欠いておりまして、早急に施設の耐久性、老朽化への対応、衛生面の対策を講じる必要がありますので、先ほどの再編計画を策定しまして、これに基づいて施設再編を進めているところです。

現在建設中の奥州西学校給食センターは、令和8年度の2学期から供用開始する予定ですが、現状、8つの施設におきまして、正規雇用調理師の減少、慢性的な会計年度任用職員の欠員といった業務への懸念がございます。

これを解消するためにも、学校給食調理業務を民間委託しようとするものです。

1 番目の学校給食施設の再編です。

来年度の2学期から西給食センターの供用開始に伴いまして、下の表の黒の部分の3つの調理場と、2つの給食センターを供用廃止する。そして、これらを統合した結果、奥州西給食センターは、こちらの食数と正規調理師、会計年度任用職員を配置して、直営で運営しようとするものです。

2 番目、人員不足による懸念です。

今回の統廃合にもよりますけれども、それ以前から我々には人員不足による懸念があったというものです。

(1)の安定したサービス提供への懸念です。

現在市の調理師は、正規の職員が16人、会計年度任用職員が72人います。

正規職員は、合併以後1人も採用しておりません。

退職者不補充ということで、これにつきましては、合併当初から、将来的なアウトソーシングを見据えた組み立てをしてきたというものです。

10年後は、10人を下回るという推移になるものです。

また、会計年度任用職員も慢性的な欠員が生じております。

こういった意味も含めて、将来にわたる安定したサービスの提供には懸念があるという状況です。続きまして、(2)の西センター稼働時の欠員への懸念です。

西給食センター稼働におきましては、先ほどの黒い表の部分ですけれども、供用廃止する5施設から調理師を集約します。

集約の対象となる会計年度任用職員は、高齢の方も多くて、あとは勤務先が変更、通勤距離が延びるという理由で退職を希望する職員が見込まれておりまして、そういった意味でも、さらに欠員が生じる懸念があるというものです。

先々アウトソーシングを見据えていた、そして今回の西給食センターでの統廃合というところになりますと、やはり我々がこれから安定したサービスを提供していくためには、民間の力を借りて

というところで、3番になりますけれども、民間委託による効果を説明させていただきます。

まず、(1)、ネットワークによる欠員の補充です。

民間事業者は、人員確保のノウハウを持っているということで、人材のストック、あとは緊急時の派遣補充というそういった効果が得られると期待しているところでございます。

また、(2)、知識技術の一元化です。

民間内での情報共有の一元化によりまして、専門的な知識、そして技術をあらかじめ持っている方が、派遣というか導入されることになりますので、柔軟な人員体制、機動力が発揮されるという期待をしているところでございます。

(3)、新たな西給食センターの稼働準備になりますけれども、西給食センターは、8年4月の供用開始を予定しているところですが、この新センターを運用するために、あらかじめ、給食提供前に稼働準備が少なくとも4か月必要と考えているところでございます。

この4か月の間に、正規職員を準備いたしまして、あとはトライアルとかをしながら、2学期から給食を提供するためには、どうしても1学期中は、今の施設を通常営業させながら、新たな人員が必要になるということで、その余剰人員を生み出すためにも、8年の4月から民間への委託が必要だと整理しているところでございます。

2ページ目をご覧ください。

学校給食業界での民間の参入の状況でございます。

円グラフをご覧ください。

こちらの円グラフは、県内での民間委託の状況になります。直営がおよそ2割、民間委託が8割という状況になっています。

県内14市で比較をしますと、民間委託を導入していないのは、奥州市のみという状況です。

続きまして5番、民間委託の考え方です。

まず、(1)、学校給食の実施と責任の主体です。

学校給食の実施につきましては、学校給食法に定めますとおり、学校の設置者である市が、今後とも責任の主体となって実施して参ります。

民間委託とは、民営化ではありませんで、市の主体的な責任のもとで、調理業務を民間企業へ委託しようとするものです。

2番目、職員の配置です。

委託する施設には、市が任命する施設長、そして県から派遣を受けている栄養教諭をこれまでどおり配置します。

施設長は、業務を統括します。栄養教諭は、献立の作成であったり、衛生面の管理を行っていくというものです。

とすれば、民間への委託の範囲になりますが、調理、洗浄、清掃、保管といった業務を行うほか、事業者につきましては、雇用する調理師の被服貸与、人的な衛生検査や検診を実施するという役割分担になるものです。

(4)、職員、食育や地産地消の推進です。

市は、引き続き、食材料の選定、購入を行っていきますし、地元産品の活用、食育の推進、地産地消の拡充に努めて参るという考え方です。

6、職員の身分保障と処遇になります。

初めに正規の調理師になりますが、委託する施設におきましては、委託する施設で、現在働いて

いる正規職員につきましては、他の直営施設への配置替えとなります。

(2)、会計年度任用職員の調理師は、現在、委託を予定する施設に現在勤務する会計年度職員は、本人からの希望をしっかりと確認をします。

委託業者からの雇用を望む場合は今の施設に継続して配置、市からの雇用を望む場合は、市の直営施設へ配置という考え方になります。

(3)、会計年度任用職員の身分の移行です。

委託業者から雇用を望む場合は、委託業者に対して優先雇用であったり、給与条件の継続であったり、処遇の不安が生じないように、我々が結ぶ業務の仕様書の中でしっかりと明記していくというものです。

これらの整理をした上で、7番目になりますが、施設ごとの業務体系と職員配置数です。

我々としては、今後も給食事業を運営していく中で、安定したサービスの提供への懸念であったり、新センター稼働時の欠員への懸念を解消するために令和8年4月、1学期から、東水沢学校給食センター、そして江刺学校給食センターの調理業務を民間に委託するという整理になります。

それを行いますと、下の表になりますけれども、4つの施設、具体的には8年度の2学期がこの4施設になりますけれども、奥州西、真城は直営、東水沢、江刺の給食センターにつきましては調理業務の民間委託となりまして、それぞれこういったような人員配置の数になるものです。

3ページ目をご覧ください。

やはり、気になるところが人件費とかこういった委託費のお話になると思います。

調理業務の民間委託に当たりましては、市は、施設の維持管理費、食材料費、消耗品費などを支出します。委託業者には、人件費、被服費、衛生費の負担を求め、さらに、これに事業者側の管理費を加味した内容で委託料となるものです。

参考までに、人件費部分を取り上げたものが下の表になりますけれども、令和6年度現在、令和6年度ベースになりますけれども、東水沢給食センターで市が正規職員、会計年度任用職員に支出している人件費の額がおおよそ6,100万円弱、新たな民間委託をするに当たって、2ページ目に戻っていただきたいんですけども、2ページ目右下の黒い部分ですが、市は現在東水沢給食センターにつきましては正規3人、会計年度任用職員17人を配置しております。

合計20人になるんですが、今回我々が見積もりを取るに当たっては18人必要だという形で、民間さんに見積もりをお願いしたところです。

結果的に民間さんはいろいろと考えて、市は18人の考え方ですが、19人必要だと整理をしたのがこちらの民間雇用調理師の数になっております。

江刺給食センターにつきましても、現在16人を置いているところですが、民間さんでこれを運営するためには17人必要だという考え方が示されているものです。

3ページにお戻りください。

そうしましてそういった中で試算を、見積もりをいただきまして、比較の表になりますけれども、我々、東水沢につきましては6,100万円のところ、民間さんで計算しますと、7,399万4,000円という数字になっております。

これは、どうしても消費税がかかるというところで、10%が加算になっております。

あとは、下の管理費というのが、民間事業者側の利益に値する部分になるものです。

江刺給食センターにつきましても、同様の考え方です。

9、委託業者の選定についてです。

学校給食調理という特殊性、また専門性を要しますので、業務の遂行方法であったり、民間委託のメリット、見積額のご提案を受けまして、総合的な比較審査をしながら選定していきたいということで、プロポーザル方式を導入したいというものです。委託期間は、2施設を1者に、令和8年度から3年間と考えております。

選定までのスケジュールの間で、議会に関係がある部分は、7年9月の議会のタイミングにおきまして、債務負担行為の設定をさせていただきたいというものでございます。

結びになりますけれども、施設の統廃合や民間委託によって、体制や雇用の変化が生じる場所ですけれども、市としてはサービスを低下させることがないよう最善の方法がこれだと考えているところです。

引き続き、安心して安全なおいしい給食を提供して参りますので、今後、その検討を密に進めていきたいと思っております。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明は、以上です。ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

1番、佐藤美雪議員。

○1番（佐藤美雪君） 1番、佐藤美雪です。何点かお伺いをいたします。

今の説明で、アウトソーシングを見据えての計画だったというところでちょっと驚愕しているところではありますが、まずこの人員不足っていうところに関して、いろんなところから聞こえてくる話として、今いらっしゃる職員の皆さん、調理員さんの話を聞くと、その職場環境だったり人間関係などで悩まれて、休職される方とかも多いと聞きました。

そういう、職場環境の改善という部分をどのようになされてきたのか、まず1点お伺いをします。

今回、この説明をされているわけですが、職員の体制というところに大きく変化が出るわけなんですけど、職員労働組合との協議はなされているか、2点目、伺います。

3点目ですが、栄養教諭とその委託する調理員との関わりについてなんですけれども、調理指示書等で、指示はされるということでもありますけれども、現在、例えば現場において、栄養教諭さんが調理員さんに直接指示をするっていうことはないのかどうか伺います。

4点目、アレルギー対応についてです。

ここの調理中、調理後の管理、検査体制が現在どうなっているか。そしてあと、この委託後に、この体制がどうなるのか、お伺いします。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 4点いただきました。

まず、1点目、現場での職員からのお話ですとか、人間関係というところが、聞かれているというところで、関係が余りよろしくない部分とか、そういったあと人間関係の向上という部分がどのように図られてきたかというところでございます。

2点目のあと職員体制組合との協議というところもございましたけれども、そこに関連する部分はあるかと思いますが、今回我々、昨年度の段階におきまして、実際に現場の会計年度任用職員さんを中心に調理業務の委託について、あとは施設の統廃合があるということで、少なくとも人員の異動が必然的に行われるわけですが、そのことについて、個別にヒアリング等を行ってきたところです。

やはり、職場の人間関係は、施設長からも、いろいろ、ちょっと相性が悪いとか、そういったところを聞いているところも傾向がございます。

ただ、今回の調理業務の委託に関しては、基本的には今いる方々については、ご理解をいただいているというところですし、職員組合につきましても、意見を求めて、今回の我々のに調理業務の民間委託については、賛成のご意見をいただいているという状況にあります。

ただ、個別の部分の人間関係についてとか、そういったところにつきましても、やはり人事の中でも考慮してきた部分はあります。

また、新たな体制の変化というところもありますので、今後やはりそういった問題が膨らまないということは、まず、全く膨らまないことは難しいと考えております。

そういった部分も含めて、今いる施設長さん、あとは今いる県の派遣の栄養教諭さんも含めて、今後も、大きな体制の変化になるんですけれども、余りそういった心理面の変化とかが生み出されないような、そういったところをちょっと民間事業者を交えて、検討、あとは構築をしていきたいというところがございます。

また、3点目、栄養教諭と調理員との指示につきましても、こういった部分につきましてはしっかりと仕様書の中で、役割分担をはっきりさせていくという考え方を持っております。

基本的には、民間委託の場合につきましては、委託業者から雇用を受けている社員さんを中心に、雇用されるパートさんに対しても、チーフという立場で、業務責任者、業務副責任者という役割の方々を置いていただきまして、栄養教諭との連携を取りながら、しっかり業務が低下しないように、そういった役割分担をしながら進めていくという考え方になっております。

4点目のアレルギー対応についてですけれども、現在市では、アレルギー対応マニュアルというのがあるんですけれども、8つの施設の中で、やはり、少しずつ取扱いの違いが生じているところがあります。

今回の転換期であると思っているんですけれども、施設の統廃合、あとは調理業務の委託ということで、やはり市としての統一的なアレルギーの対応の考え方というところをしっかりと示すために、このアレルギーマニュアルにつきましては、再整備を今現在進めているところでございます。

今年度中に策定をしまして、その内容については、来年度の4施設に対しても、しっかりと徹底を図っていただくという考え方で進めているところです。

○議長（菅原由和君） 佐藤美雪議員。

○1番（佐藤美雪君） まず、1点目のところ、やっぱり今いらっしゃる職員さんを大切にするという姿勢、これは本当に大切だと思います。

ここをおろそかにして、民間委託を進めていくのは私はどうかと思います。

しっかり、今いらっしゃる職員さんの声聞いていただきたいと思います。

労働組合からは賛成の声ということもあるようですけれども、会計年度任用職員さんの立場も、ちゃんと守っていかなければいけないと思います。

高齢だからとか、職場が遠くなってしまうっていう事態は、職員さんの責任ではないわけなので、しっかりそこは本当に、よくよく聞いていただきたいと強く願うところであります。

で、栄養教諭さんと調理員との関わりは、調理指示書での指示以外の直接指示となると、他の自治体からいくと、偽装請負になる可能性があるという事例を聞いておりますので、そこがしっかり、その調理指示書の中でされるのかどうかっていうところが本当に重要になります。また、今の現状であれば、きっと、自校式の部分であれば、現場でそういう指示というのが簡易にできるかと、そういう体制であると思うので、そういう場合にその自校給食や小さい給食センターの中で、それぞれの学校の特色が出る給食というのが展開できていると思うんですが、やっぱり委託となりますと、

綿密な栄養教諭さんと調理員とのやり取りが希薄になってしまう懸念があるわけで、そういう食育っていう部分の、子どもたちへのいい影響がというのがちょっとこの説明からは全く読み取れないので、そこに関しての見解を伺いたいと思います。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 前段の部分について、栄養教諭と調理員との関係につきましては、こちらについても仕様書の作成におきまして、実際には、現在の栄養教諭さんを交えて、仕様書を作成していくという今後の予定となっております。

またあと、県から派遣いただいている栄養教諭さんにつきましては、他市にお勤めされていたときの経験の中で、やはり民間委託という現場にもいたということの中で、衛生面の管理ですとか、そういった部分につきましてもしっかりと、事業者は対応してくれるということで、いい印象を持たれているというところです。

あくまでこれは、栄養教諭さんだけのご意見にはなるんですけども、なかなかその現場に合わせた調理師の意見というところまでは聞いたことはないんですがそういったところもしっかりと調査をして、確認をした上で、役割の分担というのは保っていきたいと思います。

食育の部分につきましての考え方になるんですけども、今回私のところに、民間委託に興味を示されている事業所さんが数多くいらっしゃっています。

その中で、業界としてはやはり全国的に展開している事業者さんもあるということもありまして、様々なお話を聞かせていただいております。

実際には、なかなか奥州市の今の給食の現場でやり得なかった、民間だからやりやすい、取組やすいという、我々がちょっと想定していなかったようなサービス展開っていうところも、こういったところはうちがやっていますよというようなところを教えていただいています。

例えば、給食調理場での体験とか、親子クッキングですとか、そういったところも踏まえて、様々な食育の活動とか、食に対する知識、そういった部分の取組を様々、実際、実践されていらっしゃる事業者さんもあるということです。

今回プロポーザルを実施いたしまして、その提案の中で、こういったことが、今までに奥州にはない取組というところが展開されるということも、大きく期待はしているところでございます。

また、プロポーザル後では、そういった職員の処遇が低下しないようなところを密に相談しながら、今の状況よりもできる限り低下させずに、むしろ改善に向けた、そういったところの話し合いをしていきたいと考えています。

○議長（菅原由和君） 2番、宍戸直美議員。

○（宍戸直美君） 2番、宍戸直美です。1点、お伺いしたいです。

令和14年に奥州東学校給食センターを予定しているということですが、6年後には子どもの数が今の半分かくらいになっていると思いますが、現在の西学校給食センターで、すべての人数が賄えれば、東学校給食センターは建設も含めてその時に考えて行くものなのか、それともその距離的なもので、やはり、東給食センターが必要なものなのかの考えについて伺います。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） こちら3ページの資料、別表の部分は、当時作成した再編計画を抜粋したものです。

現状から考えますと、やはり子どもの数が減っていくことが予測されますので、本日お示ししております資料2の結びのところにもまとめてはいるところですが、（仮称）奥州東学校給食

センターの建設は、やはり、子どもの数、提供する給食数に影響が出ると思っていますので、これはまだ確定しているものではありませんし、要検討の位置付けにしているところです。

考え方の1つといたしましては、残る真城、江刺、東水沢の給食センターを活用するという考えも今持っているところであります。

ただ、少なくとも、奥州西だけですべてを賄うのは難しいという整理はしておりますので、少なからず、最終的には2極化というところに至ると思っておりますが、残りの1極部分をどのような形でやっていくかというのは、今後しっかり検討していきたいというものでございます。

○議長（菅原由和君） 22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番、阿部加代子です。

これまで、会計年度任用職員さんが定着しなかったことにつきまして様々な声が上がってきておりまして、市の雇用の調理師さんとの様々な確執とか、そういうことが聞こえてきております。

今回、民間委託となりますと市雇用の職員さんと、民間雇用の職員さんとがいらっしゃるわけなんですけれども、やはりそこをしっかりと協力してやっていただけるように、例えば教育対応マニュアルとか、新人研修でありますとか、パワハラ研修なんかも受けていただきながら、市雇用、民間雇用の方々がしっかりと連携してやっていただけるような体制をしっかりと整えていくことがすごく大切なのかなと思います。

あと、施設長さんの業務の統括とあるんですけれども、どこまできっちり統括していくのかとか、栄養教諭さんの衛生管理の部分に関しましても、しっかりと明確にされておくことが必要かなと思いますけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 正職員と会計年度任用職員との確執の部分もありますし、新たなメンバーが加わってくるということもあります。

で、実際に、今の状況で事業者さんに、どのような雇用に望まれますかという話をした場合に、基本的には今、民間委託を対象とする施設に属する職員さんをそのまま残してほしいというご意向をいただいております。

その中から、今いる会計年度任用職員の中から、業務責任者、業務副責任者の定め方をして、あとは極力、今のスタイルを維持しながら、あと、ただ補充するべき人材も必要になるというところで、その中で、新たな人材が入ってくるというイメージを持っているところでございます。

ただ、確かにこれまでの人間関係の部分、あとは、新たに入ってくる新人の方、あとは施設長との統括部分につきましても、しっかりと経験のある民間事業者が、こういったスタイルがいいですよ、こういった我々が雇用する施設長へのしっかりとした責任と、そういった役割の部分のご認識を持ってもらうというところも、はっきりと相談しながら組み立てていきたいというところでございます。ありがとうございます。以上です。

○議長（菅原由和君） 阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 現場で様々な問題が起こっているみたいですので、できれば防犯カメラ等も付けていただきながら、その辺の陰で様々なことが起こらないような体制を作っていただければと思いますけれども、伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） なかなか我々も現場でこういった作業の内容とか、そういった人間関係のところを、お話では聞くんですけれども実態をしっかりと見定めてきたといえますか、観

察してきたかっていうことはちょっと欠けていたかなと思いますので、そういった部分で、実際に市の職員がいる部分、施設長であったり、県の職員さん、あとはそして雇われて、雇用されてきた民間の社員さん、そういった方々の関係性をしっかり観察しながら、あとは今後、やはり施設長会議という数も増やしながら、今回の直営施設と民間施設の中で、民間施設が執り行う内容について、直営施設にいい影響を及ぼす部分が出てくると期待しているところもあります。

そういった情報の共有も図りながら進めていきたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 7番、佐々木です。何点か、質問させていただきます。

最初は、菅野主幹の冒頭の提案の結びに、安心安全おいしい給食の提供という言葉がありましたように、今回の民間委託の方針が、職員のどうのこうということではなく、給食を、9年間提供を受ける現在の保護者や、これから保護者になるであろう若い方々に安心安全おいしい給食の提供のためにこういう方針を取ったんですという、市民周知の発信をぜひしていただきたいなと思います。

その中で先ほどアレルギーのこともありましたけれども、今度、西給食センターは特にアレルギー対応に重点を置いて、部屋も別、動線も別、職員も増やしてってということで設計されています。

そこが直営ですから、そこじゃないところが今度民間委託ってということになりますと、特に、アレルギーを持っていच्छる子どもさんの保護者の方々が、その差異がないだろうかというご心配も持たれると思いますので、そういうことも含めて、市民の方々への周知の発信をお願いしたいなっていうのが1点です。

それから、施設長の話が出ておりますけれども、民間委託方針案の方に、教育委員会がしっかり責任を今回も持つという文言もありますように、今度はその調理業務は会社の社員さん、そして栄養教諭と施設長は市職員、県職員ってということになれば当然、そこに1つの連携のハードルが今まで以上に高まると思いますので、現在のような、退職された6時間勤務の非常勤の施設長ではなく、やはり正規のフルタイムの施設長をもって責任ある運営をやっていくべきと考えますがその施設長の人事についてのことを1点お聞きします。

それから、2ページの6、(3)に会計年度任用職員の身分の移行の最後のところに、給与等の処遇の不安が生じないよう業務仕様書に明記するとあるんですが、最初の年はそれに見合って1,000万円近く高い予算で契約すると思いますけれども、市職員の賃金が上昇したときに、当然会計年度任用職員も上昇すると思うんですけれども、そうなったらそれにスライドして、契約金額も上げていくつもりなのかどうかお聞きします。

もしそうだとすると、指定管理の委託料なんかは据え置きで、いろんな、委託業務の方々人件費で悩んでいच्छるんですけれども、市として、給食の民間委託だけは別個だっっていうような方針で整合性が納得いくのかっていう、市全体のそういうことに影響がないかということでのどのように考えているのかっていうのが2点目の質問です。

それから、3点目は、先ほども佐藤美雪議員もおっしゃっていましたが、私も民間委託の市町村でお聞きして、例えば、食育をするときに、委託業者によっては、一切その会社の作業なので、議員であろうと見学はノーという業者さんもいच्छるということも聞きましたので、食育をやっていくって言ったときにそういう契約や、先ほどの栄養教諭との関係性、そこもやっぱりちゃんとした細かな契約をされないと不具合が行くじゃないかっていうことが想定されるんですがそこに見解をお願いします。

最後になりますが、民間委託方針の案のスケジュール表にあったんですけれども、西給食セン

ターに今度、来年の2学期から入る小学校3校の搬入口工事が今年の12月、年末となっていて、当初は来年の1学期が終わって、2学期の夏休み期間中に工事っていうスケジュールで、今日は松戸教育総務課長がおいでになっていないから答えられないかもしれないですけども、そこが冬場、冬のお正月、年末年始の工事によって、1学期までは今のコンテナ車で給食を受けるわけなんですけれども、そこを工事してしまって大丈夫なのかなってそこは今、課長が違うと答えられないかもしれませんが、以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 私からは、2点目の施設長のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

正規職員でフルタイムとすべきではないかといったご意見でございました。こちら、教育委員会でも検討をさせていただいたところではございますが、市全体の組織とその組織に張りつく職員体制等を考えますと、ちょっと難しいのかなと考えているところです。

まずは、現状の段階で会計年度任用職員、もちろん、管理職として経験のある職員を配置できればいいなと思っておりますが、現在の短時間勤務等でまずは対応して参りたいと考えています。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 初めに、アレルギー対応も含めた市民周知の方法というところ です。

今回、先ほども説明しましたとおりアレルギー対応のためのマニュアルを統一化して徹底を図っていくという市の方針を定めていくということでございます。

結果的に、これまで、施設ごとに別の対応をしていた、例えば保護者さんから直接要請を受けて、それに対応していたという経緯もあるんですけども、今回の統一化によって、やはり、これまで行き届いた対応の部分が、行き届けなくなるというマイナスの意味合いの対応も出て来ざるを得ないという状況になります。

ただ、直営施設と民間委託施設では違う対応を取るということは絶対したくありませんので、この統一に向けて、ある程度そういったアレルギー対応を受けている保護者さんとか、そういったところの意見を聞きながらやはりここをまとめていく必要があると思っております。

また、この内容につきましても、ある程度、市民周知というところ、こういった形で対応していきますというところは、やはりあらかじめ表向きにしていくことで、これから入学をされるお子さん方にとっても、保護者さんにとっても、市教育委員会の対応について、しっかりと見ていただけるようなスタイルを取っていきたいと考えております。

続きまして契約金額のお話になります。

人件費が高騰していく部分で、どのような考え方、整理ができるのかというものです。

今回、契約期間を3年間と考えているところは、やはりその間でも、人件費が上昇するのは当然見込まれるところですけども、基本的には、プロポーザルの中で、事業者さんが提案する部分に、あらかじめ高騰部分を想定していただきたいと考えております。

また、3年で切る理由というのは、やはり我々としては初めての民間委託になりますので、いたずらに長く設定するよりは、やはり、ちょどよく3年ぐらいに1回踏ん切りを付けたほうがいいかなと思っているところです。

やはりなかなかすぐにこういったものが1年単位で、契約をし直すというのがなじまないと思いますので、しっかりとそういった人件費の高騰ですとか、あとは対応に柔軟に対応できるように、

やはり余り長くはない、3年の期間の設定を考えていることでございます。

また、人件費の考え方の中には、民間事業者さんに聞きますと、基本的には、例えばパートで雇われた方につきましても、今いる会計年度さんが正社員となった場合におきましても、やはり民間なので、その都度その方々に対する評価は行います。

結果的には、評価が悪い方、評価がいい方、出てくるかと思うんですけれども、我々としては、今の形の処遇、あとは所得というベースを下がないようにという契約、お願いをしますので、ここはぜひ履行していただきたいと思っています。

ただ、民間さんの言い方によりますと、下がりはないけど、成績によって上がっていくという評価を一般的にはされているとは聞いています。

食育の面につきましても、我々プロポーザルをしながら、民間さんがどのような形で食育に取り組むかっていうところが、今回のプロポーザルの中で事業者さんごとに差が出てくる部分の1つだろうと、提案が生かされる部分だろうと考えています。

我々につきましても、給食センターを使った食育の展開というのは、やはりこの民間事業の導入に伴って、今後も強化してやっていきたいと考えている分野ですので、ここは細かなちょっと打ち合わせをしながら進めていきたいと考えています。

あと、搬入口につきましては、学校長さんですとか、あとは栄養教諭さんとか、そういった方々を交えて、相談をさせていただいた経過と聞いております。

ということで、冬休み期間にこれを行うことについては、今のところ不安は感じていないと聞いているところです。

○議長（菅原由和君） ここで、午前11時40分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~。

○議長（菅原由和君） 再開します。引き続き、質問をお受けいたします。

15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。

先ほど、食事の安心安全とありましたけれども、2ページの5、(4)にも食育、地産地消の推進ということがあります。最初はそんな形で行くかもしれませんけれども、やっぱり一番は、子どもたちが食べるものですから安心安全が一番の担保になるかと思ひますし、地産地消といいましても最初はやるかもしれませんが、だんだんには、例えば、民間ですと当然安く、安くっていう形になるかと思ひますが、その辺は不安はないのかどうかについて質問します。

次に、先ほども質問がありましたけれども、民間の施設という形になりますと、例えば市の方で見ることできないとか、例えば議員が全く見ることできないみたいな形に制約される可能性もありますが、その辺の考え方は、どのようになっているのかについて、やっぱり私たちも市民を代表していますので、施設を見て自分たちで確認したいという部分があります。

そういう点で考え方をお願いしたいと思います。

次に、業者委託が目の前に迫った部分を今提案されていますが、もしこういうことを計画されているのでしたらもう少し時間を持って、早く私たちに提示してほしいなという部分があります。

3ページの人件費の部分で見ますと1,000万円以上、市でやっているより高くなっていると。なぜ高くなっているのに、そっちにやるのかなという部分がありますが、この点についてもう一度説明していただければと思います。

次に、先ほどの説明で全国では6割、県内では8割が民間委託されているということですが、いい話ばかりじゃなくてこの辺の事例をどの程度を調査されたのかについて質問します。

最後に、2ページの職員の身分、処遇の部分ですが、例えば会計年度任用職員ですとやっぱり、地位というか立場が弱いということで、言いなりにならざるを得ない部分があるかと思いますが、その件について1つ。

あともう1つが、正規職員ですが、直営の施設に配置転換するという形のようにですけども、将来的には不安が残るのではないのかなと。例えば、私が職員だと将来的にも不安があるなという部分ありますが、それについて払拭できるのかどうか。

あともう1つが、今まで全然、正規職員を採用しなかったということですけども、例えば給食を提供するに当たっても、本当に職員としての知識が必要になるかと思いますが、誰でもできるわけないものですから、将来的に職員を採用しないのかについて質問します。以上です。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 安心安全に努める、そして食育への不安というところでありますけれども、基本的には、食育の推進、地産地消、地元食材の活用、そういったところは市が主体となってこれからも進めていきます。

基本的には、民間事業者にとっては、市の考え方で調理の方、あと業務の方で活躍していただきたいという考え方になります。

あと、施設の管理は、市の施設ですし、市の施設長を置くということになりますので、見学も含めまして、民間の考え方ではなく、市の考え方でこれからも継続していくものになります。

あと、今回の民間委託の考え方を早めにご提示が必要だったというご意見がありました。

確かにこれは、奥州西給食センターの立ち上げに合わせた形のように見えてしまうかもしれませんが、やはり中で働いている方々に、そういったデリケートな内容も含まれておりましたので、なかなか早め早めの行動というか、3年も5年も前からという準備がなかなか、そういった取組ができなかったというのはそういった意味があったと聞いています。

ここにしましては、受け止められる皆様にとっては遅いという受け止め方があるかと思いますが、ご理解をいただければと思います。

あとは、民間委託に対して何か悪い例ということが聞いたことがないかというお話でしたが、確かに悪い話を聞こうと思って様々聞き取りをしたわけではないんですけども、先ほども説明しましたが、県内にいる、実際に実施している、民間委託事業者のところの給食センターで働いていた県の栄養教諭さんからは、なかなか悪い話は持っていないというところでした。

むしろそういった民間が入ることによって、効率性とかそういったものが高まっているということを知っているところです。

またあと、調理業務の民間委託になりますので、業者さんとしては、おいしいものを作るための、例えば卵の混ぜ方とか、そういったものから動画研修をするということを実際にもしっかりと取り組んでいらっしゃるそうです。

ですので、知識という意味合いでは、やはり我々のところに採用して、配置していただく職員さんについては、あらかじめの知識の習得、研修を行った上で、配置していただけるという状況にありますので、力強い存在であると考えているところです。

あとは、会計年度任用職員の方が、民間に雇用された場合の身分、処遇の言いなりの部分とか、そういったところがあるのではないかということと、あとは正職員の配置換という部分の不安の

部分でありますけれども、基本的には民間もゼロから人を集めるというのがやはり今の状況であると困難ということでもあります。

ですから、市が今まで雇っていた方を、是非とも獲得したいという考え方であるというものです。なので、雇った方々が今後も長く継続していく、継続で雇用できるというのが民間側の特にも強く期待というかそういった希望を持っているところでありますので、我々としてもそういった長く民間側で勤めていただくような、そういった整備をしていただくような要望もいたしますし、民間側も、残った方々を大事に育てていただく、雇用していただくという、そういった関係性を築いていきたいと考えているところです。

正規職員につきましては、今回、真城給食センターを民間委託しなかったというのは、やはり直営が奥州西だけになってしまいますと、1か所で、なかなか多くの正規職員を雇用するっていうのは、市の組織の中でも1か所にずっといるっていうところが、実際にはないわけですので、やはり、どこか異動先といいますか、そういったところの余力が必要だと考えたところでございます。

ということで、奥州西と真城を直営でやる意図はやはり人間関係の部分を保つという意味合いも含んでいる内容です。以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 人件費の部分が抜けていますので、その点について、再度お願いします。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 失礼いたしました。人件費の比較を見ますと、やはり民間さんのほうが大分高いように見受けられるかと思いますが、やはりこの部分につきましてはまず、消費税が1.1倍かかっているという部分と、やはり民間側の試算の中では、ストック要員をあらかじめ準備していくということも要素として含まれておりますし、あとは、我々が試算した就業日数についても多めに試算をされていらっしゃると思います。

あとは、パート社員の単価についても高めに設定されています。

そういった意味で、今の段階の試算は多めには見られているところですが、今後プロポーザルをしていく中で、交渉の中でそういった価格の妥当性っていうところは追及していきたいと考えております。

○議長（菅原由和君） 千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 将来的に正規職員の雇用といいますか採用ということは、どのように考えるのかについて、再度質問したいと思います。

あと、話の中で、例えばクッキングとか、調理の方法を研究しているという話がありましたが、そういう形のものは、例えば現状でも市の職員の中でもできるわけですから、そういうことをやらないのかというのが1つあります。

あと最後に、例えば、民間委託みたいになりますと、どうしても大手とかに流れるかと思えます。地元でも会社があるわけですが、地元でなくて、わざわざ中央とか大手に流れやすいんですが、そういうのは考えてなくて、例えば、民間委託をやる、やらないは別ですが、例えば地元企業を大事にするという意味でも、地元の企業を育てるという考えはないのかについて質問して終わります。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 私からは、最初の正規職員の雇用のところについてお答えしたいと思います。

今、奥州市ではご承知のとおり、行政経営改革プランに基づきまして、民にできることは民にということで進めております。

また、それを受けて作成されました、奥州市定員管理計画においても退職不補充といった形で進んでいるところです。

現在のところは、新たに正規の調理員を雇用することは考えてはございませんが、仮に、調理員さん、正規の職員が1人、2人と少数になったとしても、その職員の雇用は守っていきたいと考えています。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） クッキング、調理の方法ですとかそういった部分につきましては、今も現職場で、そういった知識の継続というか、継承というのを図られていると思います。

ただ、今回の私が先ほど説明した内容というのは、民間企業においては、やはり、過去のレシピとか、そういったものも継続、あとは、結果例えば、残って戻ってきたものについてはその原因を解明した上で今後の調理に生かすとか、そういったところの情報の共有が民間さんと密に図られているということを聞いています。

ですから、やはり、少しでも調理の内容、美味しくでき上がる方法というのを追求していращやるという姿勢は伺えるというものも期待しているところでございますし、また今回3年間契約を結ぶわけですが、感覚的には地元企業も今後参入しうる要素は十分あるだろうと考えております。

私どもとしては、あくまで県外とか全国シェアというところの企業さんだけを求めているわけではなくて、地元企業さんの参入というところも今回の民間委託の意向を踏まえ、その後そういった企業さんが生まれてくることは期待しているところでございます。

○議長（菅原由和君） 18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番、廣野富男です。確認の意味でお伺いします。

なんか今の説明ですと、今回の民間委託の件についてはもう、関係者の中では昨年度来から、そういう関係協議をしていたように受け取ったんですが、今回、もしそれがあったとすればなぜ今回だったのか。もう少し早く、この民間業務委託の部分については、説明があってもよかったのではないかなと思うんですが。

ご父兄などにも、業務委託については説明がなされていると。その意見聴取の中で、そういうのがあったのかどうか確認をします。

それと、先ほどの話で、西給食センターに含まれない3つの施設については業務委託で、新給食センターは直営と。これは、新しい方が民間で、古い方といいますか、残った3施設については直営という考え方は今までの議論の中でなかったのかどうか、その点についてお伺いいたします。

それと、最後ですが、今回プロポーザル、公募するということですが、これぐらいの規模で地元企業が参入できる可能性はあるのかどうか。その点、担当課としての今の感覚的なもので結構ですからお知らせいただければと思います。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） もう少し、民間委託について早く説明があった方がよかったのではないかなということです。

昨年度、現に勤めている職員さんを対象にヒアリング、あとは施設に対しての説明を行って参りました。

今年度に入りまして教育委員会議とか、あとは、条例で設置しております学校運営協議会というところの説明をしたという流れになっております。

確かに民間委託をもともと見据えていた経過はありますので、もっと早くというご意見につきましてはそのとおりと思います。

ただ、やはり、雇われている側の人が、配置替えとか、そういったところの部分がありますので、早々早めに、そういったところをなかなか説明というか、組み立ての中に取り入れていくのはちょっと難しかったという整理をしているところでございます。

あと、もう1つのご質問として、奥州西給食センター、現在建設中のものを民間委託という考え方はなかったのかということでございます。

今回、奥州西給食センターにつきましては、直営という判断をさせていただいたのは、やはりスタートからつまづくわけにはいかないというのがそのとおりだと思います。

稼働の準備も含めて、いきなり民間に預けるとするのは、やはり行政として、責任を果たしていないという考え方の下でございます。

しっかりと準備期間をおいて、しっかりと2学期から運用を開始できるように整えていくというものでございますが、これにつきましては、将来的には正職員がやはり減少していくのが目に見えて分かっておりますので、行く末として、奥州西もいつまでも直営という考え方を持ち続けるっていうのは難しいと考えております。

ですから、民間委託の対象施設においおいなっていくものと、そういった推移を観察しているというものでございます。

また、地元企業の参入という意味合いにつきましては、我々がプロポーザル実施要領の中で示す条件の中では、地元企業が参加し得ない条件はないと考えているところです。

ただ、やはり実績と経験を問う業務だと考えておりますので、ある程度そういった企業を我々は選んでいくという考え方です。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） まず、地元企業の参入ですが、可能性は十分なんですか。

要は、4,500食ですか。それに対応できる企業さんはあるという前提なんですか。

私もやはり、地産地消は物だけじゃなくて、経済も地産地消っていいですか、地域内循環をするように考えないといけないかと思うので、その辺は十分に配慮してほしいという点があります。

あと、最後ですけれども、先ほどの話ですと、残った給食センターが3つありますね。この3つは、私もよく調べていないので、はっきりしたことは分らないですけれども、かなり施設は老朽化して、予定では7年後の14年が建設計画に載っているんですけども、これも児童とか周辺の雇用の関係もあると思うんですけども、これは建設にならない可能性もあると。

建設になった場合のその対応策等については、今どういう認識、あるいは対応をしようとして考えているのか、その点を伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 地元企業の参入につきましては、要件的にはクリアできるとは考えておりますけれども、やはり給食事業の低下を避けたい。

むしろ、今の状況を維持したいという考え方から、やはり経験と実績が必要になるという整理の仕方になります。

ですから、例えば、今回の契約が3年間になるんですけども、例えばその次期、次のタイミン

グで、地元企業があらかじめそういった取組をされているのであれば、実際にそういったところを選定される可能性はあるとは考えております。

あと、東給食センターの建設についてはやはりこれは児童数を今後も直視をしていきまして、あとは、現行、現存する3施設の体制、耐久性とか、そういったところも見まして、やはり、しっかりと見定めていく必要があると思っていますところであります。

ただ、今の段階で、東給食センターを新設として、必要かどうかというところの判断はなかなか難しいと思っていますところで。以上です。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

はい。

それでは、他よろしいでしょうか。

では、特に、ご質問等ないようですので、説明事項の③は、以上といたします。

以降の説明事項には、つきましては、午後にしたいと思います。

ここで、午後1時まで休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

④ 奥州市過疎地域持続的発展計画（後期計画R 8～12）の策定について

○議長（菅原由和君） 再開します。

説明事項④、奥州市過疎地域持続的発展計画（後期計画R 8～12）の策定について、説明いただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 全国の過疎地に取りましては、いわゆる過疎法による各種制度が大きな支えとなっており、過疎債をはじめとします支援制度を有効に活用するために、奥州市でも、その法律に呼応した過疎計画を策定しまして、対象地域となっている江刺、そして衣川における事業を進めているところです。この計画は、過疎法10年のうちの前半の5か年を対象に策定しております、それに基づく事業を推進してきておりますが、今年度後期となります5か年の計画を策定する年度となっております。

本日はその進め方をご説明しつつ、最終的には2月議会において審議をお願いしたいと考えます。

それでは、担当から概要を説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 次期過疎地域持続的発展計画の策定について説明申し上げます。

資料1 ページですが、これまでの振り返りあるいは経過などの説明となっております。

初めに、国の過疎地域に対する支援策についてです。

これまで国の過疎地域対策は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定を皮切りに、概ね10年ごとの時限立法を繰り返すことで行われて参りました。

直近の過疎地域対策の根拠法は、令和3年に議員立法により制定されました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法でありまして、この法律は令和13年3月末までが有効期限と定められております。

法律制定の際の見直しポイントといたしましては、全国的な人口減少の流れを受けまして過疎地域の自立促進から持続可能な地域社会の形成、こういったことへの支援の趣旨が変化したことや、重点化の要素にデジタル技術の活用を加えたことなどが特徴として挙げられます。

当市への影響として、過疎地域該当要件に係る長期の人口減少率算定の基準年の見直しが行われたことで、衣川地域が新たに過疎指定となった一方で、当初、江刺地域が過疎指定地域から外れ、経過措置による地域指定となったものであり、その後、令和2年国勢調査の結果を受けまして、令和4年4月1日付けで、改めて江刺地域も過疎地域指定されたという経過がありました。

現行法における過疎地域指定は、今年の10月1日を基準に行われます国勢調査、この結果にかかわらず、令和13年3月末までは継続されることとなっておりますことから、今回策定しようとする過疎計画は、これまでと同様、江刺、衣川の両地域を対象とする計画となります。

次に、これまでの過疎地域支援策の活用状況についてです。

現行法のもとでこの間、過疎対策事業債、いわゆる過疎債と呼んでいるものですが、これを活用して実施してきた主な事業を掲載しております。

少し補足いたしますと、学校や道路整備などのハード事業につきましては、県との協議により、対象事業を決定しておりますけれども、ソフト事業につきましては、江刺、衣川それぞれに枠が設定されておりましてその範囲内で起債を活用しているところでありまして、この間、江刺及び衣川地域トータルでの、奥州市トータルでのということですが、過疎債活用実績は、この資料の下段に記載のとおりです。

資料は次のページ、ここからは次期過疎計画についての説明となります。

まず、計画策定の趣旨ですが、こちらに記載しておりますとおり、過疎地域の持続的発展を目指して策定するもので、計画期間は令和8年4月1日から、現行法の有効期限である令和13年3月31日までとなります。

右側に、県並びに県内市町村の過疎対策の関係について略図を記載しております。

過疎計画にどのような事業を登載するかといった関係がありますので、県、市町村ともに、それぞれの最上位計画である総合計画、県は岩手県民計画といった名称になっておりますけれども、これらともすり合わせた上で、過疎計画を策定するわけですが、その他にも、市町村は、県が策定する過疎地域自立促進方針を踏まえて過疎計画を策定するものと定められております。

この過疎地域自立促進方針につきまして、県は8月に原案提示、12月に正式決定する予定とのことであり、市としても、県の動きと整合を取りながら、次期過疎計画を策定することします。

現時点で想定している策定スケジュールを資料下段に記載しておりますが、先ほど説明したように、県の過疎地域自立促進方針を踏まえて、市の過疎計画を策定することとなりますので、次期過疎計画案の市議会への議案提出時期は令和8年第1回定例会になるものと見込んでおります。

最後に資料3ページ、過疎債活用の考え方と事業予算化の流れについてです。

この点については、再確認の意味合いでご覧いただければと思います。

今回、次期過疎計画を策定するに当たり、江刺、衣川両地域において、引き続き、過疎債を活用できるよう環境を整える。これが今回主眼となりますけれども、一方で過疎債は、国の交付税措置がある有利な起債といえども、あくまで市の借金ということでありまして、将来的に市が返済しなければならない財政負担も考慮し、その活用は計画的に行う必要があります。これは、過疎債に限った話ではございませんけれども、起債を活用する事業の予算化に際しましては、予算要求に当たり、総合計画のローリングを行い、総合計画への事業登載の可否を判断した上で、予算要求を行う流れとなっております。今後もし引き続きこうした手続きによる事業化あるいは予算化を想定しております。

なお、今回、後期5年分の過疎計画ということで策定するわけですが、来年度の予算編成

に向けた総合計画のローリング、あるいは各種個別計画の見直し等により、今回策定する計画を変更する必要が生じる場合も想定されます。

特に、今年度から来年度にかけて、次期総合計画を策定する予定であることから、少なからず、過疎計画にも影響が及ぶことが想定されます。

このため、今回策定する過疎計画についても、計画期間内に新たに過疎債の活用を見込む事業や、登載事業の見直し等が生じた際は、適宜、県と協議の上、計画の追加修正等を行い、改めて市議会に説明した上で、計画変更の手続きを進めて参りたいと考えております。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 今の説明ですと、ハードについては県協議が必要だと、ソフトについてはそれぞれの市町村でということですが、この過疎計画の策定の趣旨としては地域社会の活力が低下すると。他地域に比較して、低位にある地域について総合的に計画をしていく、地域振興をしていくということだと思いますが、現時点で、今回いただいた資料はほとんどハードの部分かなと見たんですけども、ソフトの部分でこれまで特出しする事業、あと、今後想定されるソフト事業というのはどういうものか、現時点で押さえている部分があればご紹介いただきたい。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 現時点でということで、令和7年度に限ってということにはなりません。来年度以降の部分はまだ計画もこれからということですのでなかなか難しいのですが、例えば、江刺ですと、ソフト事業に関して言えば、光ネットの管理運営ですとか、企業立地の奨励、工業用水の補給、そういった事業がございます。

衣川ですと、国見平スキー場の運営事業であったり、これは衣川荘、今、衣紡になっておりますけれども、そういった部分の補助金などにも活用させていただいているということで、今年度に限ってはそういうところです。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 5年前ですか。令和3年に、10か年の長期的な計画策定したと思うんですが、今後5年の中で想定されているっていうのは、現時点ではまだお話できる内容っていうのはないのですか。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 今後5年の分につきましては、基本的には同じ法律の中での計画策定となりますので、基本的には、これまでの流れは踏襲するのだと思いますけれども、それ以外で何か新たなものといったところについてはまだ、現時点では想定はされておられません。

○議長（菅原由和君） 他にございますでしょうか。

< 「なし」との声あり >

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項の④については、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ⑤ 起訴休職処分としていた職員の失職等について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして、説明事項⑤、起訴休職処分としていた職員の失職等について、説明をいただきます。  
羽藤総務部長。

○総務部長（羽藤和文君） 令和5年12月に不同意性交等罪の容疑で逮捕され、その後、起訴による休職処分としていた職員ですが、今般、刑の確定により失職となったこと、そしてまた、あわせて、事件当時の上司の処分をしたことについてです。

詳細は、資料に従い、総務課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 梅田総務課長。

○総務課長（梅田光輝君） それでは、私から配信資料に沿って説明をさせていただきます。

本事案は、先ほど部長から説明がありましたとおり、議員の皆さんには、この職員が逮捕された令和5年12月に第一報として情報提供しておりました案件になります。

当市の職員が令和5年12月13日に不同意性交等の容疑で逮捕、令和6年3月12日に強要未遂の容疑で再逮捕されてございます。

その後、令和6年12月17日に仙台地方裁判所から懲役5年の実刑判決を受け、当該職員が仙台高等裁判所に控訴したところ、令和7年6月17日にその控訴が棄却されたところでございます。

その後は、職員は、上告しなかったということで、本年7月2日にその刑が確定したということで、同日、地方公務員法第28条第4項の規定により失職したものでございます。

あわせて、事件当時の管理監督責任より、当時の上司を処分するものでございます。

続きまして2番の失職についてです。

失職した職員は、総務部総務課付、主事でございます。

失職した日は、先ほど申し上げましたとおり、刑が確定した令和7年7月2日となります。

続きまして、3番の処分の部分です。

事件当時の上司の職員でありました、現在、部長級50代、課長補佐級60代である2名を管理監督責任によりまして、文書訓告することといたしまして、明日7月18日にこれら職員を処分することとしております。

なお、この説明が終わりました後、全職員に対しまして、公私にわたっての公務員としての服務規律の確保と、綱紀粛正の徹底について、市長から文書で訓示をいたしまして、改めて、職員一人一人が社会人としての自覚を促す機会とするとともに、市民サービスの向上につなげて参ります。

説明は、以上です。

○議長（菅原由和君） ご質問等があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項につきましては、以上とさせていただきます。

ここで、説明者退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

4 その他 以下略